

福島第一原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成18年7月4日

東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機(以下「当該機」という。)は、平成18年4月29日から7月上旬までの予定で原子炉を停止し、第21回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を立入調査等により確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

事業者においては、今停止期間中に、高経年化対策として長期保全計画に基づき、原子炉格納容器鋼板の肉厚測定を初めて実施するとともに、タービン系配管等については、長期計画に基づく配管肉厚測定の実施など、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

また、非常用炉心冷却システムトレーナ閉塞問題を踏まえ、圧力抑制室トレーナを大容量のものに取り替えるなど、予防保全の取組みが行われている。

一方、当該機においては、他号機のトラブルを踏まえ、今定期検査前の中間停止中にハフニウム板型制御棒の点検を実施し、ひび割れ等が確認されたことから同型制御棒の取り替えを実施しているが、新材料などの導入に伴う想定外のトラブルであることを踏まえ、今後の安全確保の取組みにおいては、設計段階やその後の確認における慎重な対応が必要である。

また、5号機及び1号機の可燃性ガス濃度制御系の流量指示計において、実流量と指示計の不整合が長期間にわたって見落とされていたことに鑑み、全プラントにおいて類似事例の有無について徹底的に精査を行い、再発防止を図ることが必要である。

今後、起動試験を実施する際には、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。